

令和4年6月24日

電動キックボードに押し歩きを求める市条例の制定を求める陳 情書

## 「陳情の理由]

令和4年4月19日衆議院で可決された道交法改正案で電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」とされ、時速6\*nに制御されていれば例外的に自転車と同様に歩道も免許不要で走行可能となる。

電動キックボードは口径 10 インチ程度の車輪上のボードで運転するので、車輪に跨り前傾姿勢で脚漕ぎの自転車よりスキルが求められるにかかわらず免許不要である。歩道の安全を守るため電動キックボード利用者には非利便性に耐えて頂き押し歩きを求めなければならない。

## [陳情項目]

電動キックボードに係る道交法改正案の施行に対応して、一部の歩道で自転車に押し歩きを指導している様に西宮市とネットワークを組み電動キックボードが歩道を走行に際して押し歩きを求める市条例を制定すること。

陳情者住所 芦屋市三条南町

むくお しげる

氏 名 椋尾

